

令和3年度第2回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会摘録

日 時：令和3年12月14日（火）午後1時～午後3時20分
場 所：職員会館かもがわ 3階 大多目的室
出席者：大塩委員長，新谷委員，秋山委員
脳坂委員，辻委員，分部委員，原委員
津田委員，大川委員，石井委員，中島委員
事務局：藤繁監査指導課長，山村係長，渡邊，深谷（監査指導課）
障害保健福祉推進室：山崎社会参加推進課長，澤岡在宅福祉課長，小川施設福祉係長，
小林在宅福祉第一係長，奥田
健康長寿企画課：田坂地域包括ケア推進担当課長，久保田係長，樋口
介護ケア推進課：北垣施設支援・指定担当課長，坂本補佐，藤田，古川

（〇は委員発言）

議事の経過：

- (1) 部会の設置及び委員構成について
（事務局から説明ののち，質疑応答）
委 員 （意見なし）

大塩委員長 この案件の取扱いについて，了承いただけますか。

委 員 （異議なし）

大塩委員長 それでは，この案件については事務局案のとおりとします。

- (2) 指定候補者の選定方法及び審査基準について（既存施設）
- ・ 特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター及び地域包括支援センター
 - ・ 京都市聴覚言語障害センター及び西ノ京障害者授産所，京都市西ノ京老人デイサービスセンター，京都市西ノ京地域包括支援センター
 - ・ 京都市桂川療護園，桂川障害者デイサービスセンター，京都市桂川特別養護老人ホーム，京都市桂川老人デイサービスセンター，京都市桂川地域包括支援センター
 - ・ 京都市障害者支援施設大原野の杜
 - ・ 京都市朱雀工房及び京都市地域生活支援センターなごやか
 - ・ 京都市山科身体障害者福祉会館，京都市山科障害者授産所，京都市やましの学園及び京都市山科知的障害者デイサービスセンター
 - ・ 京都市障害福祉サービス事業所
- （事務局及び施設所管課から募集要項案の説明ののち，質疑応答）

<特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター及び地域包括支援センター>

- 資料10ページ，令和2年度の収支状況の委託料について記入があるものとないものの違いは何ですか。

健康長寿企画課 地域包括支援センターについては、地域包括支援センターの業務を行うにあたって、本市が支払っている委託料を記載しています。

介護ケア推進課 特別養護老人ホームに関しては、委託料を払って運営していただいているというものではないので、原則委託料が発生しません。

修徳特別養護老人ホームなど一部の施設は、その施設に付帯する会議室や集会場等の、地元の方々が利用する施設の管理を指定管理者に行っているため、管理費用として委託料を支援しています。

○ 老人デイサービスセンターはどうか。

介護ケア推進課 老人デイサービスセンターも特別養護老人ホームと同じく、原則、委託料を支払って事業を運営していただいているものではないので、空欄となっています。

先ほどの修徳老人デイサービスセンターに関しては、施設の管理をしていただいているということについて、例外的に委託料を支払っています。

○ 老人デイセンターは利用者負担と介護報酬で成り立っているということですか。

介護ケア推進課 お見込みのとおりです。

○ 地域包括支援センターの委託料の収入は、7ページの表に記載してある金額となりますか。

健康長寿企画課 これ以外にも、京都市が独自に行っている見守り活動事業において、名簿の管理を地域包括支援センターにいただいているので、それに関して別途支払っている委託料等も収入となります。

○ 指定期間について京都市は6年間となっていますが、他都市でも6年なのですか。

監査指導課 他都市の状況に関しては情報が手元にないので即答しかねますが、福祉施設に関しては利用者に対する継続的な処遇を確保するという観点から、最長の6年と設定しています。

○ 原則が4年であれば、他都市の動向も踏まえ、4年にすることを検討してもよいのではないのでしょうか。

○ 福祉施設の利用者のことを考えて、6年に延長しているということですね。

監査指導課 施設の種別などに応じて4年から6年の間で定めており、当該施設は6年としています。

- 10ページについて、収入より支出が多い施設も、支出よりも収入が多い施設もそれぞれありますが、収入が多い場合の収支差額を何に使っているのか、又、支出が多い場合は何によって補填されているのか等が分かりません。

介護ケア推進課 10ページの表は、今後の収支の目安として、令和2年度の現状を記載したものです。赤字になったときにどうするかという記載はありませんが、あくまで単年度の収支の判断材料のひとつとして示しています。

- 赤字の場合は、どこから補填されているということですか。

介護ケア推進課 各法人によって状況は異なるとは思いますが、例えば他の事業からの繰り入れや資産の取り崩しなどが考えられます。

大塩委員長 この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

委員 (異議なし)

大塩委員長 それでは、この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市聴覚言語障害センター及び西ノ京障害者授産所、京都市西ノ京老人デイサービスセンター、京都市西ノ京地域包括支援センター>

- 障害福祉事業と高齢福祉事業での係数が違いますが、どのように判断していますか。

障害保健福祉推進室 (1)「法人の運営実績」、(12)「苦情解決」、(14)「地域交流」、(15)「利用者の尊重」、(16)「事業計画の基本的性格」、(17)「情報開示の積極的姿勢」、(24)「人材育成への貢献」の7項目を係数2としています。本市が策定しております、支えあうまち京都ほほえみプランにおいては「障害のあるひともないひとも全ての人が違いを認め合い支えあうまちづくりを推進する」ことを基本方針としており、地域との交流や情報の積極的な公開は重要であると考えられること、利用者の多種多様な障害特性に合わせて、適切な支援を実施するためには、利用者の意見を踏まえた支援計画の作成や職員のノウハウが非常に重要となってくることから、係数を2としております。

介護ケア推進課 (1)「運営施設」、(15)「利用者の尊重」、(16)「利用者の尊重」、(21)

「職員配置計画」の4項目を係数2としています。利用者への適切な処遇及び施設の安定的な運営を重視するという観点から、このように判断しています。

- 10 ページについて、京都市聴覚言語障害者センターの収入は1億9千2百万で支出は1億6百万となっていますが、単純計算で8千6百万の利益があるという認識で問題ないですか。

障害保健福祉推進室 お見込みのとおりです。

- 毎年これくらいの利益が出てくるということですか。

障害保健福祉推進室 その年によって変動があると思うので、一定の目安として見ていただきたいと思います。

- 9 ページの施設の定員について、定員を決める根拠は何ですか。職員の人件費やこれまでの利用者数の推移等で決めるのですか。

障害保健福祉推進室 入所施設であれば、例えば定員を30名と定め、30名が入居可能な施設として建設されます。

- では、定員を超えた場合や、逆に定員より少なくなる場合は、どうなりますか。

障害保健福祉推進室 定員を超える場合は、受け入れができなくなります。逆に空きがあれば、受け入れる余地があるということです。

- 計画を立てるときは、定員一杯が利用することを想定して立てるのでしょうか。

障害保健福祉推進室 概ね定員で収支見通しを立てられると思います。

- 定員や設備などの見直しはしないのですか。

障害保健福祉推進室 基本的に指定管理期間中は、見直しはしません。

- 高齢化により状況が変わってくる場合があると思うので、定員を増やした方がいいと思いますが。

障害保健福祉推進室 設備基準や人員基準など、定員に応じた基準があるので、定員を超えて受け入れるということは不可能です。当該施設で受け入れられない場

合は、市内の他施設に入っていただくということになります。

- 15 ページの審査項目及び審査基準について、「5 法人全体における事故及び不祥事」や「10 借入金の状況」などは、事故や借入金があったかかなかったかで判断できますが、「12 苦情解決」の「適切に対応しているか」について、数値化して判断することが難しいです。何を基準に適切かどうかの判断をすればよいですか。

監査指導課 実際に採点していただく際に補足の資料を作成しています。例えば、苦情があったが対応していないケース、放置しているといったケースは評価が一番低くなります。苦情があった際に誠実に対応し、解決に導いているかどうかという観点で採点していただきます。

大塩委員長 この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

委 員 (異議なし)

大塩委員長 それでは、この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市桂川療護園，桂川障害者デイサービスセンター，京都市桂川特別養護老人ホーム，京都市桂川老人デイサービスセンター，京都市桂川地域包括支援センター>

- 7 ページについて、特別養護老人ホームの納付金の目安が 661 万 4860 円とありましたが、これは 11 ページの「その他」の中に入っていると考えてよいですか。これは、外出しした方がいいのではないですか。

介護ケア推進課 おそらく「事業費」の中に含まれていると思います。確認します。納付金を外に出して明示した方がよいということですか。

- その方が分かりやすいと思います。
- 施設にそれぞれ桂川という名称が付いていますが、一体の施設ですか。また、障害者サービスも高齢者サービスも一つの指定管理者が実施するということですか。

障害保健福祉推進室 そうです。

- 扱うサービスの違いにより苦情などはなかったでしょうか。例えば、指定管理者から、「障害のサービスと高齢のサービスの双方があるため、提供が困難である」など。

障害保健福祉推進室 特には聞いていません。障害サービスと高齢サービスで専門的に言えば違う部分もありますが、介護支援という面では、ノウハウはどちらも共通する部分があると思います。両方のサービスにかかるノウハウを兼ね備えた法人から応募いただいている状況です。

大塩委員長 この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

委 員 (異議なし)

大塩委員長 それでは、この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市障害者支援施設大原野の杜>

- 建物の減価償却相当分を徴収する場合としない場合の振り分けは、どのように判断していますか。

障害保健福祉推進室 障害施設は徴収していません。

- 6年の間に情勢が変化したり、施設内の状況も変わりますが、6年間は係数は変わらないですか。

障害保健福祉推進室 審査の係数なので、審査時点以外は変わりません。

大塩委員長 この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

委 員 (異議なし)

大塩委員長 それでは、この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市朱雀工房及び京都市地域生活支援センターなごやか>

- 生活支援センターなごやかについて、職員は何人で支援を行っていますか。

障害保健福祉推進室 基本的には相談員5名、内4名は常勤という形であり、これが最低条件です。実際は運営法人において必要に応じてプラスされています。直近では常勤換算で6.7名を配置しています。

- 朱雀工房は何名ですか。

障害保健福祉推進室 今は資料を持ち合わせていませんが、朱雀工房は障害福祉サービスを提供しており、人数的にはもっと多いです。

- 障害者の方の就労支援施設は、京都だけではなく全国的に行っていますか。

障害保健福祉推進室 そうです。就労を支援する施設は全国的にあり、障害福祉サービスの中に就労に関する種別があります。就労移行支援や就労継続支援などの福祉サービスが存在します。

- 何を根拠に施設を整備しているのですか。

障害保健福祉推進室 障害者総合支援法を根拠としています。

- 1 ページ冒頭の注意事項として、指定管理者の収入等は変更になることがあるとされ、また 6 ページにおいて、所在地も変更になる可能性があるとされています。新たに事業に参入しようとしている団体がある場合、収入や場所が変わることに不安が生じるのではないのでしょうか。具体的にどのように変わるかなど、これ以上の説明は予定していないのでしょうか。

障害保健福祉推進室 所在地の変更先は決まっており、公表しています。児童福祉センター、こころの健康増進センター、地域リハビリテーション推進センターを一体化するという事業の中の一部に入らせていただきます。収入変動の注意事項は全施設に記載されているので、ご了解をいただきたいと思います。

- 7 ページの収支状況について、支出の委託費とは、どのようなものですか。

障害保健福祉推進室 例えば清掃の委託などです。

- コアになる事業自体も委託している可能性はないのでしょうか。

監査指導課 ここでいう委託費というのは、税理士に経理業務を委託する、清掃を委託するという意味なので、中身自体を別のところに再委託することは予定していません。

- コアになる事業ではないところの部分を委託するという理解でよいのでしょうか。

監査指導課 差し支えありません。

大塩委員長 この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

委 員 (異議なし)

大塩委員長 それでは、この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市山科身体障害者福祉会館，京都市山科障害者授産所，京都市やましな学園及び京都市山科知的障害者デイサービスセンター>

○ 一つの事業者が全部の施設を管理するのでしょうか。

障害保健福祉推進室 そうです。

○ すべての施設の基準をクリアしなければならないのでしょうか。

障害保健福祉推進室 そうです。

○ 6年前からずっと同じ事業者が管理しているのでしょうか。

障害保健福祉推進室 変わっていません。

○ 昭和 45 年から指定管理者が変わっていないのですか。

障害保健福祉推進室 その頃は指定管理者制度ではありませんでした。

○ 指定管理者制度が始まってからは、管理者が変わっていないのですか。

障害保健福祉推進室 指定管理者制度に則って公募した結果として、引き続き同法人が管理を行っているものです。

大塩委員長 この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

委 員 (異議なし)

大塩委員長 それでは、この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市障害福祉サービス事業所>

○ 募集要項は 1 月 28 日まで配布しているのに、質疑の受付を 1 月 11 日までで締め切っています。例えば 1 月 12 日に募集要項を入手した場合、質疑ができないのはいかがなものでしょうか。

障害保健福祉推進室 配布期間と質疑の受付期間を合わせようとする、配布期間を短縮せざるを得なくなります。

監査指導課 募集要項の配布について広くアナウンスし、スケジュールに沿って対応いただけるように、申請団体と連絡調整していきたいと思ひます。

- よしだ学園は定員 35 名で人件費が約 5,600 万円、よしだ福祉工場は定員 30 名で人件費が約 4,000 万、伏見障害者デイサービスでは定員 20 名で人件費が約 7,200 万円、ふしみ学園は定員 55 名で人件費が約 9,500 万円となっています。この違いは何でしょうか。介護の質が違うのでしょうか、体制が違うのでしょうか。

障害保健福祉推進室 提供しているサービス自体は同じですが、職員の年齢構成や職員体制の違いもあります。これが現状の人件費としてご理解いただきたいと思ひます。

障害保健福祉推進室 補足として、よしだ学園とよしだ福祉工場の利用者は、障害は比較的軽度であるため、職員はやや少なめで運営できます。伏見障害者デイサービスセンターは身体障害の非常に重度な方の施設なので、かなりの支援員が必要です。伏見学園の利用者は知的障害者の程度は重度ですが、身体障害はない方なので、ある程度の人員配置はいるが、デイサービスほどの人員は必要ないです。

- 利用者が就労支援で働いて発生した賃金は人件費に含まれていますか。

障害保健福祉推進室 含まれていません。工賃として、事業費に含まれています。

監査指導課 人件費は、支援員の給料です。

大塩委員長 この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

委 員 (異議なし)

大塩委員長 それでは、この案件については事務局案のとおりとします。

(以上)